

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R7年 4月1日～ R10年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標１： R8 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- R7年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- R7年 5月～ 社内検討委員会での検討開始
- R8年 4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年 1 回）及びグループウェアなどによる社員への周知（毎月）

目標2： R10年1月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- R7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- R7年 5月～ 社内検討委員会での検討開始
- R7年 10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- R8年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始